

丹波篠山楽空間一期一会 規約規定

(目的)

第1条 本会は、踊りを通じて、多くの人と交流し喜びを分かち合い、そこで得た経験や感動を学校生活や社会生活、また自身のよさこいチームに持ち帰り、成長出来る場となることを目的とする。また、青少年健全育成を活動の中心とし、街の活性化につながる活動を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 上記の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) YOSAKOI ソーラン祭りなどでの踊りの実践活動
- (2) 踊りを通しての世代交流
- (3) 丹波篠山の PR

(参加方法)

第3条 参加は個人参加、チーム参加とし所定の手続きを完了したものを会員とする。
2 会費については、入会金として1000円、練習参加1回につき300円とする。
※入会金は初回練習参加時に徴収
スポーツ保険に未加入の方は、本チームにて加入する。
3 会員の保護者の方で希望者については、スポーツ保険のみの納入でスタッフとしての在籍を可とする。

個人参加規定

チーム所属の場合 必ずチーム代表の許可を得ての入会とし、自チーム活動を優先、チームの許可があれば可とする。
チーム間の移籍は禁ずる。

一般参加の場合 自由入会

チーム参加規定

チーム全体が規約に賛同の上、チームとしての参加

(資産および会計)

第4条 この会の資産は、会費・協賛金・その他収入をもって構成する。

(資産の団体性)

第5条 会員が身分を失った場合、この会の資産に対していかなる請求もすることができない。